

令和3年教育委員会第6回定例会会議録

開会日時 令和3年6月10日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時43分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子
同職務代理者 日高芳一
委 員 上原有美江
委 員 塚本 亨
委 員 望月京子
委 員 青柳 豊

議場出席委員

・教育次長	安井喜一郎	・学校教育担当部長	菅谷 幸弘
・教育総務課長	鈴木 雄祐	・学校施設担当課長	森 孝行
・学務課長	山崎 淳	・指導室長	加藤 憲司
・教育情報担当課長	羽田 顕	・学校教育支援担当課長	大川 千章
・地域教育課長	尾崎 隆夫	・放課後支援課長	高橋 裕之
・生涯学習課長	加納 清幸	・生涯スポーツ課長	柿澤 幹夫
・中央図書館長	尾形 保男		

書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 日高芳一 委員 上原有美江
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和3年教育委員会第6回定例会を開会いたします。

次に、本日の会議録の署名は私に加え、日高委員と上原委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は報告事項等が3件でございます。

それでは、早速ですが、報告事項等の1、「家庭への通信環境の支援について」の報告をお願いします。

教育情報担当課長。

○**教育情報担当課長** それでは、私から「家庭への通信環境の支援について」ご説明申し上げます。

まず1の「報告趣旨」でございます。児童・生徒全員に貸与いたしました1人1台タブレット端末につきまして、学校の授業で活用していくとともに、今年度から家庭学習においても活用していくため、インターネットの通信環境が整っていないご家庭に対しまして、モバイルルータを貸与いたしましたので、これを報告させていただくものでございます。

2の「モバイルルータの貸与状況」でございます。令和3年5月末現在の貸与台数は、小学校が258台、中学校が126台の合計384台となっております。

なお、貸与期限を令和3年9月3日としておりますけれども、こちらの期限までにWi-Fi環境の準備が難しいというご家庭に対しましては、子どもたちの学びの保障の観点から、引き続き貸与を行っていく予定としてございます。

次に3の「今後の対応」でございます。家庭学習には、各家庭での通信環境の整備が必要となりますが、今後、新たに通信環境が整っていないことが判明した家庭や、区外からの転入といった事情によりまして、通信環境を整えるまでの期間が必要となるご家庭が出てくるということも考えられますので、こうしたご家庭に対しましては、通信環境を整備するまでの間、引き続きモバイルルータの貸与を行ってまいります。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** 「家庭への通信環境の支援について」ということで、下のほうに「新たに通信環境が整っていないことが判明した家庭や、」とありますが、昨年度、家庭でのモバイルルータなどの通信環境の状況の確認というのはされていると思うのですが、大体全家庭への確認は終わっているのでしょうか。

○**教育長** 教育情報担当課長。

○**教育情報担当課長** 昨年度も通信については、環境が整っていないというご家庭がございまして、およそ1,200台強のモバイルルータ貸与を行ってございますけれども、今年度、新たに卒業したり新入生が入ったり、そういったご家庭もありますので、各学校で通信訓練等々行って、改めて家庭の通信環境については、把握をしているところでございます。

○**教育長** 青柳委員。

○**青柳委員** ありがとうございます。モバイルルータに関しては、例えば、各家庭で1人1台スマホを持っていたり、パソコンがあったり、今後、この辺りの状況がどんどん増えていくようなことがあると、通信環境に不安に思うところもありますし、今後、モバイルルータの貸与の台数が減っていったら、この環境が当たり前になってくることは、気になるところでありますけれども、全ての子どもたちの学びの確保ということで、通信環境の確保が一番大事だと思いますので、引き続き進めていっていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○**教育長** 塚本委員。

○**塚本委員** ただいま、青柳委員がご指摘いただいたことに関連いたしますが、コロナ禍で、急遽、昨年から導入したということで、今日ご提案の趣旨は十分分かりますけれども、この数カ月前から暫定的にお使いになった家庭があるわけですね。コロナ禍という環境ではありますけれども、特に、オンライン学習の問題等々出ていましたので、分かる範囲で結構なのですが、保護者の方の反応というか、児童・生徒の反応も含めて、何か情報があれば教えていただきたいと思えます。

○**教育長** 教育情報担当課長。

○**教育情報担当課長** 今年度から本格的に1人1台タブレット端末を活用していくことで、学校では、導入授業を経て、授業でまず活用を始めたところでございます。家庭学習についての活用というのは、徐々にこれから進めていくところではありますけれども、各学校からは今回、モバイルルータの貸与が完了いたしましたので、家庭学習にもこれからどんどん活用していくといったような声は聞いております。

○**教育長** 塚本委員。

○**塚本委員** ぜひ、お願いしたいと思えます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の1を終わりいたします。

次に、報告事項等の2「令和2年度『放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）』の実施結果について」の報告をお願いします。

地域教育課長。

○**地域教育課長** それでは、令和2年度「放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）」の実施結果につきまして、ご報告いたします。

初めに、1「事業の目的」でございますが、放課後子ども事業は、小学校の施設を使用した学習や遊び、文化・スポーツ活動等を通して、異学年の児童や地域の大人との交流を図り、児童の自主性、社会性及び創造性を養うとともに、これらの活動を地域の人材が支援する仕組みをつくり、地域の教育力の向上を図ることを目的としているものでございます。

2の「実施状況」についてでございます。表の中段でございます「登録率 c」をご覧ください。こちら、前年度81.6%から15.2ポイント減の66.4%となっております。

また下段の延べ登録者数、50万6,248人、延べ参加者数、2万5,859人、平均参加率、5.1%となっております、ともに前年度から減少してございます。

これらの減につきましては、令和2年度の実績が、49校中、活動を再開した16校の実績に留まっていることや、新型コロナウイルス感染症対策として、家庭で過ごすことができないやむを得ない事情がある場合のみの参加を各家庭に周知したことによるものでございます。

また、表の一番下の段になりますが、サポーターの登録者数は、64人減の1,121人となっております。サポーターの高齢化ですとか、新型コロナウイルス感染症による不安から辞退者が増加傾向にございます。

新たな担い手の確保につきましては、今後の課題となっておりますが、引き続きサポーターの募集等を行っていくなど、人材確保に取り組んでまいります。

また、次ページに学校別の実施状況の内訳について、添付させていただいております。各学校別の内訳については、記載のとおりとなっておりますのでございます。

3の「再開への取組」でございますが、休止中のわくわくチャレンジ広場につきましては、活動再開に向けて策定いたしました「放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）再開に向けた感染症対策方針」を基に、児童指導サポーター等とリーダー会やスタッフ会を定期的に開催しているところでございます。

その中で、各校に合わせた実施方法の検討や再開校の実施状況などを共有し、早期に活動が再開できるように取り組んできたところでございます。

令和3年度も、引き続き早期再開できるように取り組んでまいります。

お手数ですが、裏面をご覧ください。4の「対象学年の拡大」でございますが、各小学校の運営委員会や児童指導サポーター、学校の協力を得ながら、事業者への運営の一部業務委託を活用し、二上小学校と川端小学校の2校において、対象学年を1年生・2年生に拡大いたしました。

5の「プログラムの実施状況」でございますが、感染症対策のため、様々な制限がある中で、16校のみの再開となったことから、児童に多様な体験・活動を提供するための学習・文化・スポーツプログラムの実施状況は、記載のとおり、前年度から減となっております。

私からの説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。

望月委員。

○望月委員 ご説明ありがとうございます。令和2年度は活動を再開された学校が16校とのことですけれども、令和3年度になって、この16校以外に再開された学校というのは何校ぐらいあるのか、教えていただきたいと思います。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 現在、再開している学校といたしましては、同数の16校でございます。

引き続き、再開に向けて調整を進めているところでございますが、実は4月、5月、6月あたりに再開を予定する学校が何校かございました。ただ、緊急事態宣言が発令されたこと、またそれが延長されることとなったことによって、再開の時期が遅れているというところでございます。

今、早いところで7月、あとは2学期からの再開ということで準備を進めているところでございます。

○教育長 よろしいですか。

○望月委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

上原委員。

○上原委員 対象学年の拡大ということで、二上小学校と川端小学校が拡大されていて、裏を見ますと、川端小学校の場合は、登録率が107.5%となっているのですけれども、新たに拡大したところのご意見などは聞いていらっしゃいますでしょうか。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 やはり学年を拡大したところにつきましては、非常に好評を得ていると聞いてございます。特に学童保育クラブの待機児が多かったところなどを委託していることもございまして、そうした影響というのは参加者にも大きく出ているというところでございます。

二上小学校は参加率も非常に高いほうです。毎日、30人、40人が参加をいただいているという現状でございます。

また、今年度、令和3年度からはこすげ小学校にも委託を入れたところでございますけれども、そちらも毎日、50人、60人と多くの児童が参加し、非常に好評を得ていると実感しております。

○教育長 上原委員。

○上原委員 この事業を始めたときは4年生からで、少しずつ下の年代から上に行って拡大していったという状況もあるのですけれども、最初に始めた学校が拡大しないので、保護者の方が結構困っていて、もっと拡大してほしいという声があります。もちろん児童指導サポーターの問題などもありますから、一概には言えないのですが。

でも、逆にコロナ禍のこういったときだからこそ、学校で今までの人だけにお願いするのではなくて、新たな人材を探すとか、もっと拡大をしていきたいと。今のような緊急事態宣言中は仕

方がないけれども、それが解除されたときは、ぜひともサポーターとして参加してほしいとか、やはりそういうのを、休んでいる期間だからこそ進めるという、そういった方向に考えていただけないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 ご指摘のとおり、やはり児童指導サポーターの確保というのが、我々重要課題だと認識してございます。

一方で、まだ16校しか再開できていないというところがございまして、まずはこの16校を何とか49校に近づけていくと。そこと併せて、再開時期が見えた段階で、そうした人材確保に向けたアプローチにも取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○上原委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

日高委員。

○日高委員 1点だけ、伺いたいと思います。放課後子ども事業として、先ほども児童指導サポーターの候補者を増やしていきたいと、こういうお話もありました。また、それに関わる事業者もいるのかと思いますけれども、これは、どういう人材を把握したいのですか。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 まず、人材確保についてですけれども、今、実際にわくわくチャレンジ広場の中では、学校によって、例えばPTAの方々などはなるべく参加しないようにというようなルールがあるところも実際にはございます。

ただ、こういったことをできる限りなくしていき、幅広い人材、地域の方々に協力していただけるような仕組みづくりをやっていかなければいけないと思っております。そうしたところも取り組んでいきたいと思っております。

○教育長 日高委員。

○日高委員 たしかにPTAは参加しないほうがいいのではないかなど、これは逆に言うとそうした人たちも協力してくれるとずっと安定してくるのかなと思いますので、その辺などは、今後の策をぜひ練っていただくべきところかなと思います。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の2を終わりいたします。

次に、報告事項等の3「区政一般質問要旨（令和3年第2回区議会定例会）」の報告をお願いします。

教育次長。

○教育次長 それでは、6月7日、8日に開催されました令和3年第2回区議会定例会の区政一般質問、教育関連のご報告をさせていただきます。

教育関連の質問につきましては、8名の質問者中7名の方から質問がございました。教育長の答弁を中心に、今回もご報告をいたしたいと思っております。

下にページ数を振ってございます。3ページをお開けください。かつしか区民連合、大高議員からのご質問でございます。教育長答弁でございます。3ページ目のご質問が、今後の水泳指導の方針に基づき、水泳指導を行う場合の最終的な全体像を示すべきというご質問。また、中学校について、状況を踏まえて対応するのではなく、統一的な計画が必要なのではないかというご質問でございます。

その答弁でございますが、最終的な全体像に関する答弁は、当面は既存の屋内温水プールで受入れが可能である。学校外屋内温水プールへの移行の推移を踏まえた計画については、今後、示させていただくというような答弁をさせていただきました。

また、中学校に関してでございますが、中学校は教科担任制となっており、時間割の運用には多くの調整が必要である。そのため、統一的な対応とはせず、各校の状況を踏まえて、学校ごとに判断するとしたというご答弁を差し上げました。

続きまして、5ページをお開けください。こちらも教育長答弁でございます。

質問の内容は、民間企業のプールを使用することのリスク管理についてということで、民間プールが事業撤退した場合に、屋内温水プールを借り受ける計画をしておく必要があるのではないか。また、一定規模に1校の割合で小学校にプールを残すことや、中学校のプールを残して、小学生が利用できるようにするなどの工夫が必要ではないか。あるいは、プール空白地域が見込まれた段階で、区として屋内プールを計画していく必要があるのではないかということでございます。

答弁につきましては、借り受けについては、実際に撤退があった場合の検討となります。また、屋内プールを残すことについては、小学校は温水プールの活用を推進していきます。中学校は、個別判断としているので、引き続き、学校のプールで水泳指導を行っていく学校もあるものと考えております。空白地域への屋内温水プールの計画については、これからの学校の意向を踏まえた計画を今後示してまいりますというご答弁を差し上げました。

そのほか、かつしか区民連合の大高議員のご質問でございますが、学校プールについて、次長答弁をさせていただきましたのは、学校改築における標準的な施設規模を改正した理由につきましてご質問がありましたので、経緯を説明いたしました。

また、当面、学校プールをそのまま使用する学校での熱中症予防対策でございますが、学校との意見交換の場をつくったと。今後も意見交換を行い、必要な対策を実施していくという答弁をいたしました。

また、学校にも、インストラクターを派遣すべきというご質問がございましたけれども、計画的な実施が不安定であることや、同時期、短時間での人材調達などの課題がありますと。体制が整った学校から、屋内温水プールの活用に切り替えることで、さらなる指導の充実を図りたいという答弁をいたしました。

そのほか、大高議員の質問ではヤングケアラーについてのご質問がございまして、こちらは担当部長答弁とさせていただきます。

ヤングケアラーの早期発見と支援のための教職員等の知識習得やアセスメントの導入の必要性、関係機関との連携についてのご質問でございますから、教職員等が感度を高く持ち、日頃から観察などをおして、子どもの状況に気をつけるよう取り組むことが重要である。研修において、ヤングケアラーの理解促進を図ります。また、関係各機関との連携を図るというご答弁を差し上げました。

続きまして、11 ページでございます。共産党の木村議員のご質問でございます。教育長答弁でございますが、水泳指導の方針について、議論をなすべきだというご質問がございました。

これについては、水泳指導の充実を目的として策定をした方針であり、改築校の学校長や地域、保護者には、方針のご理解を得ながら進めてきたものでございます。今後も、議会でいただいたご意見を踏まえ、丁寧な説明を行い、ご理解をいただけるよう努めるとご答弁を差し上げました。

また、17 ページでございます。こちらは、子どもの権利条約 12 条について、「意見表明権を保障するということで、そのことをもって子どもの意見を聞かなければならないという解釈はできない」と、教育長が前回の文教委員会で答弁したことについてのご質問がございました。

回答につきましては、平成 6 年の文部事務次官名通知で示された内容からの答弁としており、この答弁が誤っているという認識はない。今後も教育委員会は子どもの意見を表明する権利、表明された子どもの意見を尊重してまいりますというご答弁を差し上げました。

その他、木村議員からは学校プールについてのご質問がございました。教育次長で答弁を差し上げました。

将来、全ての小学校を改築した場合、どうやって区立プールと民間プールで指導を行うのか。

これについては、当面は実施可能である。全ての小学校の移行に向けては、進捗に応じ、確実に水泳指導ができる体制を確保しますという答弁を差し上げました。

また、具体的に学校外プールの活用意向のある学校はあるのか。改築校以外で、学校外プールの活用の意向のある学校はあるのか、それから、改築校以外の移行を教育委員会は進めているのかというご質問でございますけれども、活用意向のある学校はございます。体制の整った学校から移行を進めてまいりますというご答弁を差し上げました。

また、屋内プールに移行した場合の夏休み中の水泳指導の実施。それから、一般利用者とのすみ分けにつきましてご質問がございました。

夏休み中の水泳指導は各学校の裁量の中で行っているの、各学校と調整を図ります。

それから、すみ分けの話でございますけれども、原則貸し切りで水泳指導を行うが、施設の休館日の利用や一つの施設に学校利用が集中しないようにするなどの調整を行ってまいりますというご答弁を差し上げました。

また、学校プールに、屋根や遮光ネットを設置する計画を示すべきというご質問がございましたけれども、熱中症予防対策に関する学校との連絡会におきまして、屋根や遮光ネット設置の要望はなかったの、現段階で設置する計画はございませんというご回答を差し上げました。

続きまして、19 ページ、自民党、筒井議員からのご質問でございます。教育長答弁でございます。多文化共生社会の実現についてというご質問でございますが、その中で、日本語教育のさらなる充実を計画的に図るべきだというご質問がございました。

これにつきましては、日本語教育の充実は、多文化共生社会の実現に向けて重要な取組であると認識している。にほんごステップアップ教室、日本語学級を設置するとともに、通訳派遣も行ってきた。日本語指導の必要な児童・生徒は増加している。また母語の多様化への対応も課題となっている。にほんごステップアップ教室は、専門事業者による運営に移行し、母語の多様化への対応や多文化理解の充実を図ってまいりたい。また、にほんごステップアップ教室から日本語学級、在籍校へと円滑に学びを進められるよう、引き継ぎや連携を強化してまいります。日本語教育の更なる充実に向けて計画的に推進するとご答弁を差し上げました。

そのほか、筒井議員からは、観光拠点の整備についてというご質問の中で、葛飾柴又の文化的景観整備計画の進捗状況についてのご質問がございました。

こちらは、教育次長答弁とさせていただきます。緊急事態宣言解除後に、地域でのワークショップ等の実施に向けて準備を行っているところで、計画の要点となる整備・保存の方向性については、作業部会でも検討中でございます。9月に素案を取りまとめし、年内に整備計画を策定する予定で進めていますというご答弁を差し上げました。

続きまして、24 ページでございます。公明党の山本議員から、ヤングケアラーについてのご質問がございました。質問の内容は、学校における相談対応への取組、対応に差が出ないためのガイドラインの策定について、教育長答弁とさせていただきます。

ヤングケアラーは、表面化しにくい構造であることが課題である。教職員が児童・生徒や保護者を観察し、対応を行うことが必要です。ヤングケアラーに対する理解を深めるために研修を行うとともに、留意点についてまとめた教職員のためのガイドラインの整備について、検討をいたしますという答弁を差し上げました。

また、26 ページでございます。ICT教育についてのご質問でございます。質問内容は、1人1台タブレットの活用に係る進捗状況と課題についてということでございます。

教育長答弁でございます。端末の機能を生かした学習に取り組み始めたところであって、タブ

レット端末の活用は主体的・対話的で深い学びへつながっていると感じてございます。家庭学習においても、デジタルドリルに取り組み始めたところでございます。今後、学校・クラスによって活用状況に差が生じないよう、教員研修の充実やICT支援員による支援を通じて、よりよい指導事例の共有を図ってまいりますというご答弁を差し上げました。

また、29 ページでございます。貸し出したモバイルルータの通信容量の不足が心配だというご質問で、こちらも教育長答弁でございます。

現在、貸出中のモバイルルータは、家庭学習や通常の動画の視聴に必要な容量を確保しているところでございます。今後、動画活用の増加などにより、さらに大きな容量が必要となった場合は、契約する通信容量を拡大するなどの対応をしてまいりますというご答弁を差し上げました。

30 ページでございます。機器の操作に不慣れな保護者への支援についてのご質問でございました。

こちらについては、ICT放課後ヘルプデスクを平日の午後2時から8時まで設置し、問い合わせに対応していると。今後も支援の充実を図りますというようなご答弁を差し上げました。

35 ページをお開きください。子どもたちの体力の向上についてという項目でございますが、体力向上プログラムの取組成果の見込みと、今後の展開についてのご質問がございました。

教育長答弁でございます。小学生では8校をモデル校として、外部委託による民間インストラクターの活用、中学生向けには外部有識者ととともに、運動準備段階での効果的な運動について、4校をモデル校として検証をしている。いずれも効果を検証し、それを基に全校に展開していきたいというご答弁を差し上げました。

また、40 ページでございます。教職員のメンタルヘルスについてのご質問でございました。教育長答弁でございます。

質問内容は、教職員の働き方改革の推進についてでございました。

平成31年に策定した葛飾区立学校における働き方改革推進プランに基づき、学校閉庁日の設定や外部人材の活用、業務時間外の自動音声による電話対応などで教職員の負担軽減に取り組んでいるところです。現在、各学校において、行事や会議の精選、定時退庁日の設定、出退勤管理システムによる教職員の勤務データを活用した管理職からの指導・助言などに取り組んでおり、教職員の働き方改革を着実に進めていくというご答弁を差し上げました。

そのほか、公明党の山本議員につきましても、女性の生活に関する支援策についてということで、こちらは次長答弁とさせていただきますが、質問内容が、小・中学校における生理用品の配布についてでございました。

22 ページにございますが、経済的な事情などにより、生理用品を用意することができない児童・生徒に対する必要な数量は学校に配備したところです。家庭状況の把握の主体となることから、保健室での対面配布といたしましたが、個室トイレなどへの配置については、利用状況を踏

まえながら、継続的に検討してまいりたいとご回答申し上げました。

そのほか、28 ページ、ICT教育について、担当部長答弁では、教員向け研修、それからデジタル教科書のメリット・デメリットについてご質問がございました。

研修につきましては、管理職向け、あるいは授業を担当する教員向けの研修を実施したところ
です。ICT支援員による研修を、今後も随時実施していくというご回答を差し上げました。

また、デジタル教科書のメリットにつきましては、文字や図面の拡大表示や動画の再生、音声
読み上げ機能などがメリットである。デメリットは、視力の低下などの健康面や、教員の指導ス
キル確保に課題があるというご回答を差し上げました。

続きまして、子どもたちの体力向上につきましても、担当部長答弁をさせていただいたところ
がございました。質問内容は本区の子どもたちの運動・体力の状況、それから体力向上への工夫
としてどういうことをやっているのかという質問でございますが、回答としては、運動機会の減
少による体力低下に危惧をしているところで、今後も把握していきたいということ。

また、工夫につきましては、一人一人の目標を定め、達成に取り組む「かつしかっ子体力アッ
ププログラム」を実施していく。各学校では、ICTを効果的に活用する工夫をしているという
ことで、ご答弁を差し上げました。

また、教職員のメンタルヘルス対策について、教員の病気休職者数であるとか、職場環境づく
りに対する管理職の役割、スクール・サポート・スタッフの今後の計画、それから拡充した産業
医についてのご質問があり、担当部長答弁とさせていただきました。

病気休職につきましては、令和3年5月末現在、正規教員で10人、全教員に対する割合が約
0.6%であるということ。

職場環境づくりに果たす管理職の役割は、組織的対応ができる体制づくりや教職員間のコミュ
ニケーションの活性化、教職員の状況に対応した面談・指導など重要な役割を果たしていると。
今後もメンタルヘルス対策の推進を教育委員会からも働きかけていきたいというお答えを差し上
げました。

また、スクール・サポート・スタッフでございますけれども、今年度は、区立小・中学校全て
に配置を予定しており、今後、活用状況を検証していきたいとご回答を差し上げました。

拡充する産業医につきましては、時間外の在校時間が多い教職員を対象とした個別の面接やア
ドバイス、また管理職に対して、職場改善の指導・助言を行い、働きやすい職場環境づくりに職
場全体で取り組むよう進めていくというご回答を差し上げました。

公明党の山本議員は以上でございます。

次に、颯新かつしかのうめだ議員でございますけれども、教育長答弁はございませんでした。
教育次長答弁として、二つほどご回答を差し上げました。

まず一つは、学校プールについてでございます。水泳指導方針の策定の経緯と、それから民

間プールが廃業した場合の対応はどうするのだというご質問でございますが、経緯につきましては、教育委員会報告から、総合教育会議での協議、文教委員会の報告を経て、教育委員会にて決定した経緯をご説明いたしました。

また、民間プールが廃業した場合の対応でございますけれども、事業者の状況把握に努め、全体的な利用調整などを行い、確実に水泳指導は行っていくというご回答を差し上げました。

また、もう一つの質問が、給食費の公会計化と小学6年生、中学3年生の給食費を無償化するご質問でしたけれども、公会計化には多くの課題があるので、慎重に検討を進めていきたいというご答弁を差し上げました。

また、給食費無償化は、特定の学年について、家庭の所得状況などによらず無償化することについては考えておりませんということで、ご回答を差し上げました。

続きまして、鈴木議員でございます。47 ページをお開けください。教育長答弁でございますが、質問内容が、児童・生徒への主権者教育ということでございます。質問の要旨が、本区の主権者教育の方針についてのご質問でございました。

回答といたしましては、主権者教育を推進することは重要である。児童・生徒一人一人が平和的で民主的な国家及び社会の形成に参画するために必要な資質・能力を育めるよう、社会科を始めとする各教科等を通じて、主権者教育を行っているところですよというご回答を差し上げました。

鈴木議員については、そのほか、学校教育担当部長等で答弁したもので、主権者教育における地域・家庭との連携だとか、教員への指導方針。それから外国籍児童・生徒に対する主権者教育の方針や進め方についてのご質問がございました。

主権者教育における地域や家庭との連携でございますけれども、身近な地域への関心や参加が重要であり、調べ学習や職場体験、ボランティア活動などでその辺を育んでいるところですよというご答弁をいたしました。

教員への指導方針については、児童・生徒の異なる意見や対立する意見を話し合う資質の育成が、現在、求められているところであり、各学校は校内研究等を通じて、教員の育成に取り組んでいるところですよというご回答を差し上げました。

また、外国籍児童・生徒の件でございますが、外国籍の児童・生徒についても、日本国籍の児童・生徒とともに主権者教育を行うという方針で取り組んでおります。今後も、自分たちの住む地域や社会での事柄に関心を持ち、よりよい社会の実現に向けて主体的に参画する教育を進めてまいりますとご回答を差し上げました。

最後になります。自民党の峯岸議員でございます。56 ページ、最後のページでございますが、堀切地区の魅力向上についてというご質問の中で、教育長が答弁をされています。

質問内容が、かつしかふれあいRUNフェスタの公道開催の検討状況と今後の予定でございます。

公道開催については第1回から検討課題となっており、昨年度には具体的な検討を進めました。一定の整理が進んだので、新たな基本計画における前期実施計画において計画事業として令和6年度の公道開催に向け検討を進め、具体的な調査に取り組むとご回答を差し上げました。

そのほか、RUNフェスタについて、教育次長答弁をしたものがございます。昨年度の開催方法の継続や従来方式の併用についてのご質問でございましたが、今年度につきましては、従来の荒川河川敷でのリアル大会、実際に開催する大会の準備を進めるとともに、昨年度のオンラインでの実施の併用についても検討いたしますとご回答を差し上げました。

以上が、今回の区議会定例会の一般質問の概要でございます。

ご報告は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。

望月委員。

○**望月委員** 報告ありがとうございました。大高議員と山本議員から出ていました、ヤングケアラーの問題についてですが、葛飾区の小・中学校の中で、ヤングケアラーということが分かっている児童・生徒というのは、今、どのくらいいるのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○**教育長** 学校教育支援担当課長。

○**学校教育支援担当課長** ヤングケアラーかどうかという視点で、これまで各学校から報告をあげるという形ではなかったのですが、不登校のお子さんであるとか、いじめを訴え、その後不登校の状況になった時、家庭の状況はどうかという確認を行い、ようやく家庭の事情が分かって、私たちがヤングケアラーの疑いをもって見るというのはありますけれども、数としての報告というのはございません。

○**教育長** 望月委員。

○**望月委員** 少し心配でしたので、聞かせていただきたいと思いました。ありがとうございました。

○**教育長** よろしいですか。

○**望月委員** はい。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

塚本委員。

○**塚本委員** いま、望月委員がおっしゃられていたように、やはり今の世の中の世情と照らし合わせた、大切な関心事でございますので、どうぞ子どもたちの声を、現場の教員の方からも十分吸収して、早めの手立てをしていただくように要望したいと思います。よろしく申し上げます。

○**教育長** ご要望ということでよろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

上原委員。

○上原委員 今、お話のヤングケアラーについてなのですが、母子家庭とか、そういう家庭がなっている可能性が高いという気がするのです。家族が大勢いるとそういうことに余りならないのだけれども、母親がだんだんお酒におぼれていってしまったり、そうしたときに子どもが介護するとか、そういうケースというのが割とあるのではないかと思います。

今までは、カウントしていないとおっしゃっていたけれども、今後は、そういったこともチェックすべきとか、そういうふうなことを少しずつ考えていただけないかと思うのですが、いかがですか。

○教育長 学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 現在、家庭の状況に入って支援していくということで、総合教育センターにスクールソーシャルワーカーがおります。実際にケース会議に参加したり、関係機関とつないだり、そういったところで役割を果たしているところです。家庭を支える、どこの機関と連携していけばいいかというところ等については、今後さらに検討を進めていきたいと考えております。

○教育長 上原委員。

○上原委員 基本的に見えにくいところなのですね。例えば、学校でその子たちが遊んでいても、それがそうなのかどうかというのは分からない。また、そういうことを友達にも知られたくないという気持ちも強いわけです。だから、余計、負担が子どもにかかっているということはあるのです。

各学校のスクールカウンセラーの方たちは、顔色を見れば大体どうなのかというのは分かってくると思いますので、見えにくいところですが、しっかりとその辺を取り組んでいただきたいと思います。各関係機関に連絡するのはもちろんなのだけれども、そういったことも、しっかりと教育委員会として把握していく必要もあるのではないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 上原委員からお話いただいたとおり、やはりこの課題については、私たちが認識しております。教員もどういったアンテナを張って、子どもたちを見るかという、そこについて、今後また研修等も含めて、進めていきたいと思っております。

○教育長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項の3を終わります。

以上で本日の議事は全て終了となりますが、その他、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で、令和3年教育委員会第6回定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 10時43分